

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		違反建築工事における危害防止のための緊急時の工事停止命令
根拠法令及び条項		建築基準法第90条第3項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関 係 条 項	建築基準法第9条第10項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)